

## 第 2 期三木市教育大綱の策定に向けて

### 1 教育大綱の対象期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

※第 1 期の大綱は、平成 2 7 年度から令和元年度までの 5 年間と  
しています。

### 2 教育大綱の基本理念

国の「第 3 期教育振興基本計画（H30～H34）」や兵庫県の「第 3 期  
ひょうご教育創造プラン（H31～H35）」を参酌するとともに、現在、  
三木市の抱える教育課題も踏まえ、三木市の教育のあるべき姿であ  
る基本理念を定めます。

#### 国の第 3 期教育振興基本計画における基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する。

#### ひょうご教育創造プランにおける教育理念と基本方針

##### 【基本理念】

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり

##### 【基本方針】

- 1 「生きる力」を育む教育の推進
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実
- 3 人生 1 0 0 年を通じた学びの推進

### 3 教育大綱の基本目標

基本理念の実現に向け、取り組むべき基本目標を定めます。

※第 1 期の大綱では、3 つの基本目標を設定しています。